

**（仮称）千代田区ウォークアブル
まちづくり戦略（素案）
（案）**

**令和 4 年 2 月
千代田区**

目次

第1章	ウォーカブルまちづくり戦略の概要	1
1	背景	1
2	千代田区におけるウォーカブルなまちづくりの考え方	2
3	ウォーカブルまちづくり戦略の意義・位置づけ	4
第2章	まちなかのウォーカブルな要素	5
第3章	基本方針	8
第4章	実現への道筋	12
1	ウォーカブルなまちづくりの推進に向けた体制	12
(1)	ウォーカブルなまちづくりへの道筋	12
(2)	区民・事業者・行政の役割分担	14
2	ウォーカブルなまちづくりを推進する環境の構築	17

本文中「*」印を付した用語については、「【資料編】6用語解説」で解説しています。

第1章 ウォーカブルまちづくり戦略の概要

1 背景

■世界・国の動向

- ・世界の多くの都市で、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換することで人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組みが進められています。
- ・日本においては、生産年齢人口の減少等に伴う経済成長の鈍化を契機に都市のあり方が再考され、今後の都市のあり方として、地域資源として存在する官民の既存ストック*を核に多様な人々の出会い・交流の場を生み出し、イノベーションの創出や人間中心の豊かな生活の実現を目指す「ウォーカブルなまちづくり」の推進を目指す機運が高まっています。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、テレワークが普及したことにより、自宅で過ごす時間が増えたことから、運動不足の解消・ストレス緩和等の効果が得られる場として、パブリック空間の重要性が再認識されています。
- ・そうした都市事情を背景に、国土交通省ではウォーカブルなまちづくりの推進が、人中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止といった様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながると位置付け、ウォーカブルなまちづくりを共に推進する「ウォーカブル推進都市」を募集し、各種措置を講じています。

■千代田区の動向

- ・千代田区では、昭和の終わり頃から平成の初期にかけては急激な地価高騰や業務地化により、定住人口*の減少が急速に進行しました。定住人口が3万人台になったことを受け、居住機能の回復を目指したまちづくりを推進し、平成25(2013)年には、平成4(1992)年に区の基本構想で目標に掲げた定住人口5万人に到達しました。
- ・一方で、ファミリー層・単身世帯等の若い世代の人口の増加や、商業地域におけるマンション立地の急増、社会の変化や人の多様性が増したことによる人々の意識の変化などにより、コミュニティや界隈の個性の希薄化といった課題がでてきています。今後は、これらの課題を解決し、地域で活動する多様な主体の都心生活の質(QOL*：Quality Of Life)を向上につなげていくことが求められています。
- ・そのため、令和3年5月に千代田区都市計画マスタープラン*を改定し、将来像に掲げる「つながる都心」の実現に向け、「ウォーカブル推進都市」となり、「人中心」の量から質に転換したまちづくりを推進していくことを表明しています。
- ・そのような背景を踏まえ、千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりを推進するため「(仮称)千代田区ウォーカブルまちづくり戦略」を策定します。

2 千代田区におけるウォーカブルなまちづくりの考え方

目的

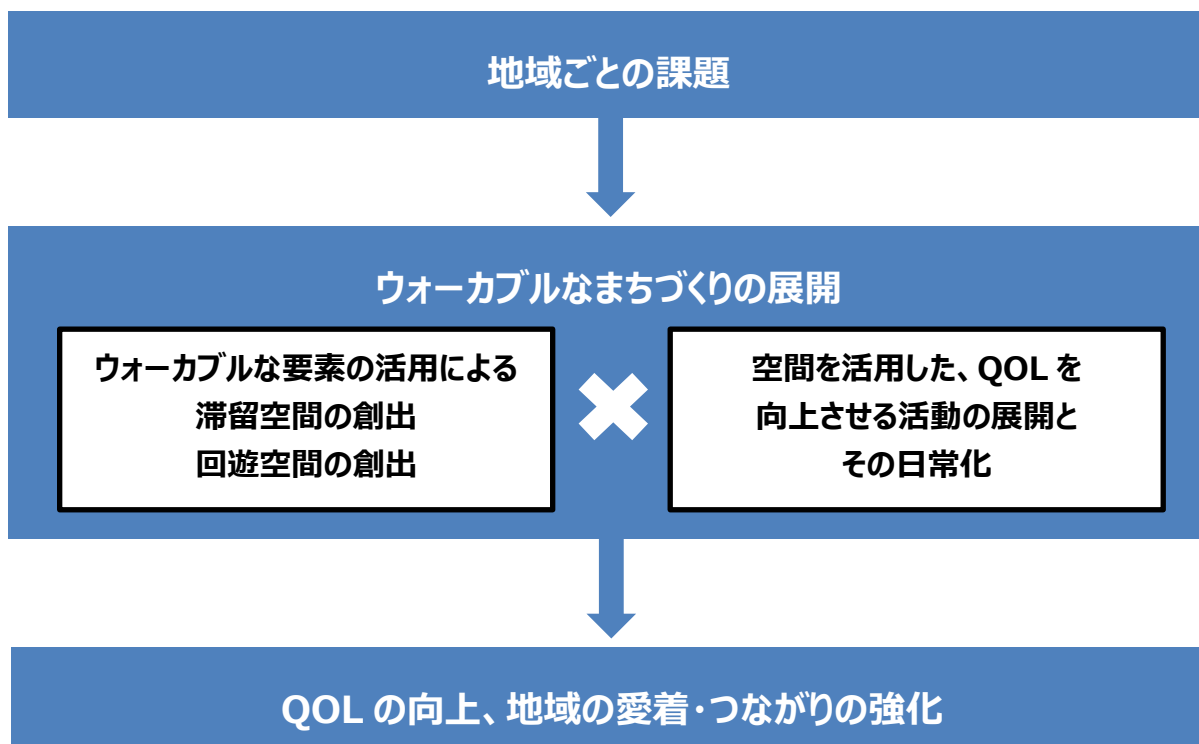
地域の課題を解決し、「私たち」のQOL（Quality Of Life）の向上を図るとともに、地域の愛着・つながりを強化し、「つながる都心」を実現する

手法

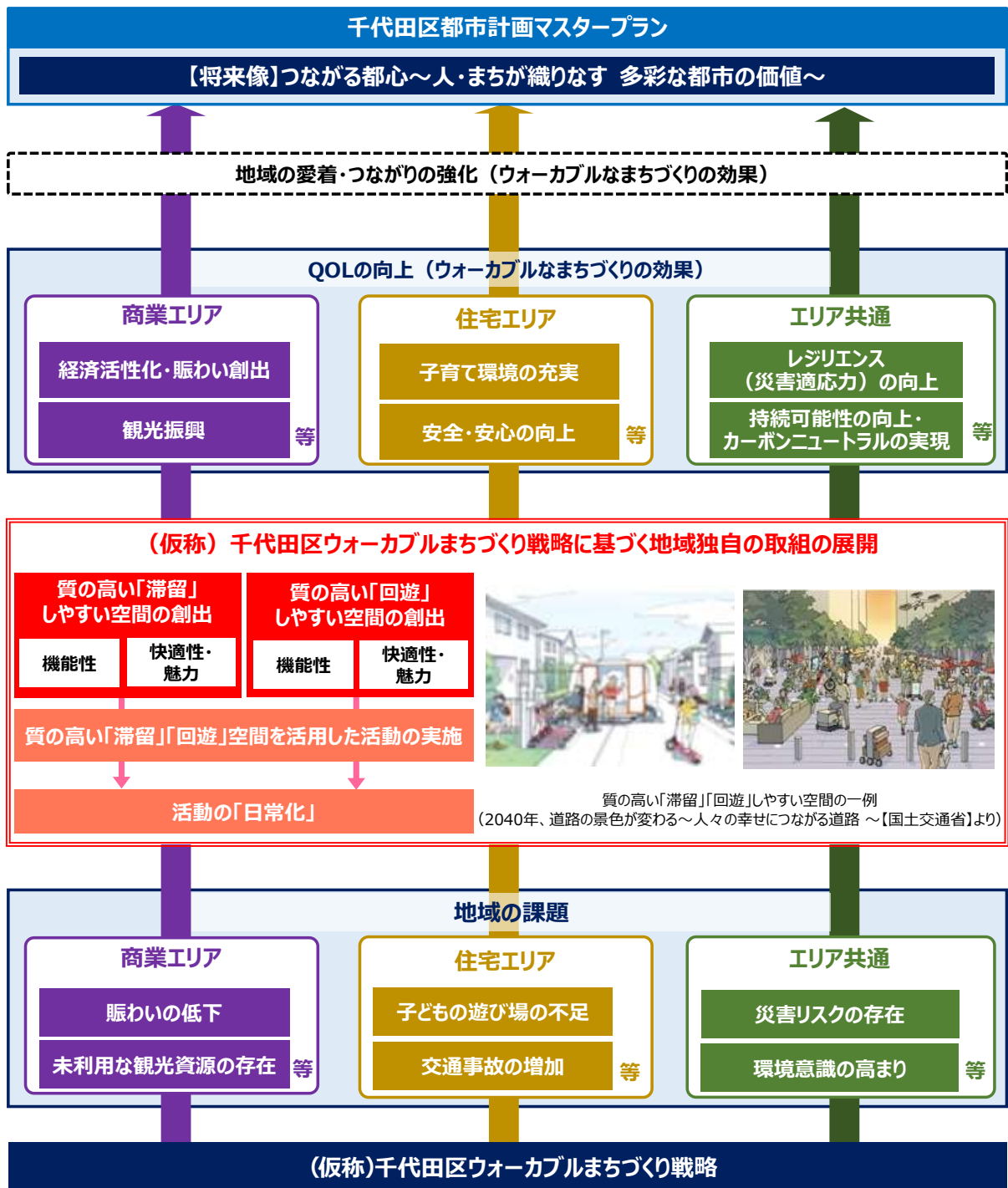
「ウォーカブルな要素（地域資源）」を活用し、質の高い「滞留」しやすい空間、「回遊」しやすい空間をつくり、多様な人たちの活動を生み出す

- ・千代田区都市計画マスタープランの将来像である「つながる都心」を実現するためには、「人中心」の量から質に転換したまちづくりを進め、地域に関わる一人ひとりが主体となって、地域にあったQOL*（Quality Of Life）の向上を図り、居たくなるまち、訪れたくなるまちとしていくことが大切です。
- ・そのため、千代田区におけるウォーカブルなまちづくりとして、区民・事業者・行政が一体となって、私たちが誰でも安全・安心に移動できる環境の構築を推進するとともに、パブリック空間、地域の歴史・文化等の「ウォーカブルな要素（地域資源）」を活用した、それぞれの地域の人たちにとって居心地の良い「滞留空間」とそれらをつなぐ「回遊空間」の創出により、地域の課題を解決し、私たちがQOLを向上する様々な活動を行いやすくしていきます。そして、そこで起こる活動が一時的なものでなく、日常で行われるものとしていく活動の中で、多様な人たちの交流を生み、地域の愛着・つながりを強化していきます。
- ・これらによって、それぞれの地域にあった活動が日常的に行われ、活動の中で地域の人たちや地域の歴史・文化等がつながることで、「つながる都心」を実現します。

【千代田区におけるウォーカブルなまちづくりのイメージ】



【千代田区におけるウォーカブルなまちづくりの目的達成のイメージ】



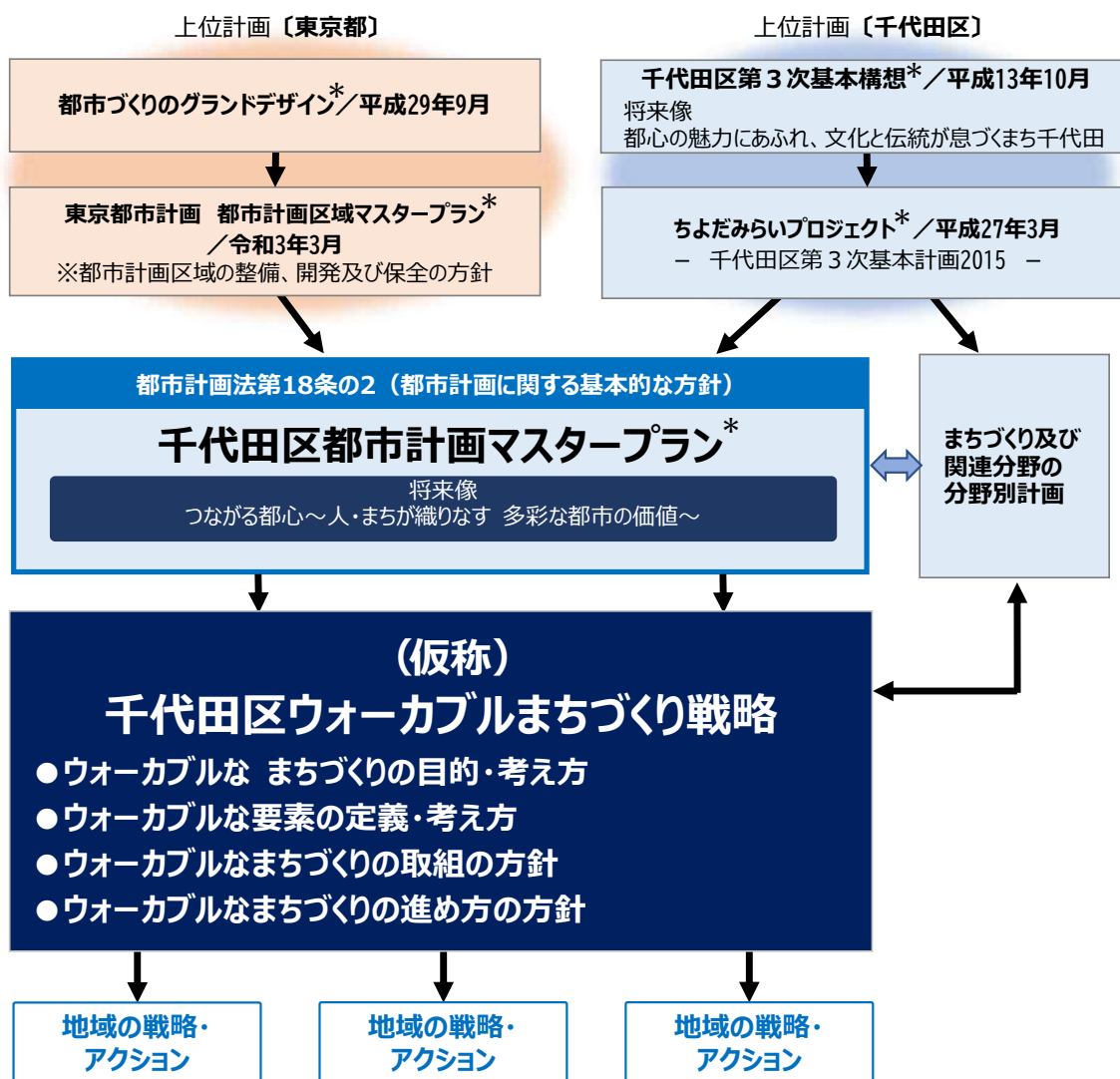
※本イメージ図で取り上げている地域の課題は代表的な例であり、地域のニーズに応じて、これ以外の課題の解決にも対応していきます。

3 ウォーカブルまちづくり戦略の意義・位置づけ

- ・(仮称)千代田区ウォーカブルまちづくり戦略は千代田区都市計画マスタープランの将来像「つながる都心」を実現するため、マスタープランで定めたテーマ別まちづくりの方針を横断して、千代田区でウォーカブルなまちづくりを展開していくための区民・事業者・行政で共有する指針となります。
- ・そして、それぞれの地域でウォーカブルなまちづくりを展開するために、以下のことを示します。

(仮称) 千代田区ウォーカブルまちづくり戦略が示すもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーカブルなまちづくりの目的・考え方 ・ウォーカブルな要素の定義・考え方 ・ウォーカブルなまちづくりの取組の方針 ・ウォーカブルなまちづくりの進め方の方針

【(仮称) 千代田区ウォーカブルまちづくり戦略の位置づけ】



第2章 まちなかのウォーカブルな要素

- ・居心地が良く、多様な人々が集い・出会い・交流が生まれる「滞留」しやすい空間の創出とそれぞれの滞留空間の行き来を促していく「回遊」しやすい空間の創出を推進するためには、官民が連携して、地域に存在するパブリック空間、沿道建物、地域の歴史・文化、まちのアクティビティ、空間の設えといった「ウォーカブルな要素（地域資源）」を効果的に活用していくことが大切です。また、「ウォーカブルな要素（地域資源）」の活用にあたっては、季節・天候・時間帯等の条件の多様性について考慮していくことが必要です。
 - ・本章では、「ウォーカブルな要素（地域資源）」のイメージについて、「滞留」「回遊」という2つの活用の視点から提示します。あくまで一例であるため、地域の実情に適した「ウォーカブルな要素（地域資源）」を活用していくことが重要になります。
- ※千代田区内におけるウォーカブルな要素と活用の一例については、資料編 P62 参照

【「滞留」の視点からのウォーカブルな要素と活用イメージ】



【「回遊」の視点からのウォーカブルな要素と活用イメージ】



【「滞留視点」のウォーカブルな要素と活用のイメージ】

滞留視点のウォーカブルな要素		活用のイメージ
パブリック空間	道路空間	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道建物の飲食スペースとしての活用 ・仮設の飲食店の設置（キッチンカー） ・滞留空間としての活用 ・子どもの遊び場としての活用
	地下通路・デッキ部通路	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留空間としての活用 ・隣接する建物の飲食スペースとしての活用
	河川空間	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留空間としての活用 ・隣接する建物の飲食スペースとしての活用 ・定期的なイベントの実施 ・風に触れ合うことができる場所としての役割
	駅前広場・地下広場	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なイベントの実施 ・文化芸術活動の場としての活用
	公園	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なイベントの実施 ・飲食スペースの設置 ※常設、キッチンカーだけではなく、デリバリーを受け取り、飲食できるような場としての活用 ・文化芸術活動の場としての活用 ・ソーシャルビジネス*の活動場所としての活用 ・四季を感じることでできる場所としての役割 ・自然・生態系を学ぶ場所としての活用
	公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留空間としての活用 ・文化芸術活動の場としての活用 ・定期的なイベントの実施
民地（暫定的な低未利用地*等）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊びとしての活用 ・滞留空間としての活用 ・文化芸術活動の場としての活用 	
沿道建物	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの場としての役割
	公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの場としての役割 ・文化芸術活動の場としての活用
	劇場、美術館、博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の文化の醸成
地域の歴史・文化	歴史的資源	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資産・記憶の継承 ・歴史的建物の集積を活用した賑わい創出
	文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化・地域情報の顕在化 ・文化的資源の顕在化 ・千代田区を舞台とした文化作品の顕在化 一例：シャーロックホームズの住居の顕在化（ロンドン等）
	パブリックアート	<ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の文化の醸成

空間の設え	緑	・ 木陰を作る緑、景観を高める緑
	区の花「桜」	・ お花見の場としての活用
	広告、サイン	・ 景観を形作る質の高い広告、サイン
	ベンチ、テーブル	・ 容易に滞留できる環境を構築するベンチ、テーブル
	仮囲い	・ 柔軟に多様な活動の場を創出する仮囲い
	街灯	・ 夜間でも安心できる環境を構築する街灯
	水栓、電源、Wi-Fi、冷房設備、暖房設備	・ まちのアクティビティを支えるインフラ
	カメラ、センサー	・ まちのアクティビティのモニタリング
まちのアクティビティ (※)	・ 地域固有の文化の醸成 ・ 賑わい創出の呼び水	

※住民・事業者・来街者の日常的な活動、まちなかの香り・音・アート活動、地域のイベント(祭り等)、まちづくりの担い手による継続的な活動などを想定。

【「回遊視点」のウォークアブルな要素と活用のイメージ】

ウォークアブルな要素		活用のイメージ
パブリック空間	道路空間	<p>・ 交通ネットワーク上の役割(※)を踏まえた人中心の道路空間の創出</p> <p>ー 具体化する段階において、新型コロナウイルス感染症の影響等を見据えながら、車中心から人中心へ転換する道路空間、従来通り車中心の道路空間等の役割分担等を検討することを想定。</p>
	地下通路・デッキ部通路	・ 快適な歩行環境の形成
	河川空間	<p>・ 快適な歩行環境の形成</p> <p>・ 舟運のための水上ネットワークとしての活用</p>
	駅前広場・地下広場	・ 多様なモビリティの乗り換え場所としての活用
	公開空地	・ 快適な歩行環境の形成
空間の設え	緑	・ 木陰を作る緑のネットワーク
	区の花「桜」	・ 桜並木としてのネットワーク

第3章 基本方針

・次の方針のもと、ウォーカブルなまちづくりを推進していきます。

方針 1	地域の魅力を向上させる多様な人々の活動（出会い・交流）の創出
<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に人々の活動は空間の質に左右される（※）とされていることから、多様な人々の活動（出会い・交流）を新たに創出し、地域の魅力を向上させていくためには、「居心地の良い滞留空間」が必要になります。 ・そのため、官民のパブリック空間、歴史的・文化的資源、まちのアクティビティといった多様な「ウォーカブルな要素（地域資源）」の一体的な活用により、空間の質を高めることで、「居心地の良い滞留空間」を創出し、近隣住民・事業者等のコミュニティ活動、近隣店舗からの活動のしみ出し等、多様な人々の活動を起こしていくことを目指します。 	

※例えば、「人間の街（ヤン・ゲール）」において、休息や散歩といった「任意活動」や市民どうしの交流や対話といった「必要活動」は空間の質に左右され、空間の質が高くない状態では起こりづらいと言及されています。

【参考：空間の質的基準の一例】

まちなかの居心地の良さを測る指標（案）		概要
ハード環境	多様な人が集い・滞在し・交流するための空間が備わっているかを測るためのハード整備状況等。	快適に歩くことができる場所、自由に座れる場所 自由に食事できる場所、日陰となる場所 夜でも明るい場所、運動・遊びができる場所 など
空間の快適性・魅力	訪れた人が使いやすい空間と感じられるかを測るためのまちなかの快適性や魅力。	空間の明るさ、空間の静けさ、空間の開放感、 空間の美しさ、空間における安心感、 空間における体感温度、空間における多様な人の交流 など
人々の行動の多様性	実際に多様な人々が集い・滞在し・交流しているかを測るためのまちなかの滞在者の量や行動の多様性。	通行者の数、休憩している人の数 人・景色を眺めている人の数、 会話している人の数、飲食している人の数 運動・遊びをしている人の数 など

空間の快適性・魅力	空間の快適性・魅力	空間の快適性・魅力
空間における多様な人々の交流	空間の美しさ	空間の安心感（歩行者中心の空間）



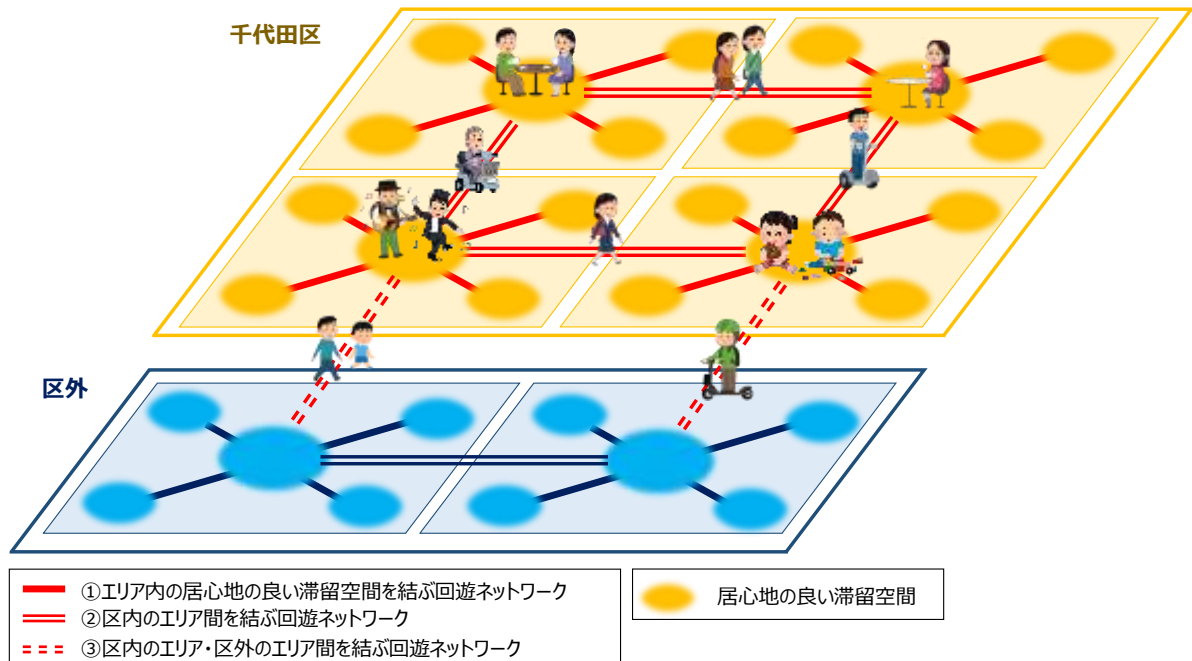
出典：まちなかの居心地の良さを測る指標（案）（国土交通省）、及び木伏緑地（盛岡市 HP）を基に作成

方針2 地域の魅力を一層向上させる活動の輪の創出

- ・一般的に活動の場がつながることで、相乗効果が生まれ、一層の活動が促される（※）とされていることから、地域の魅力を一層向上させていくためには、「居心地の良い滞留空間」の間を結ぶ回遊ネットワークを創出することが重要になります。
- ・そのため、道路のセミフラット*化等による歩行環境の向上やモビリティの活用等による交通利便性の向上、情報発信等による回遊の創出を図ることで、「居心地の良い滞留空間」の間を結ぶ回遊ネットワークの構築を推進していきます。
- ・なお、居心地の良い滞留空間を結ぶ回遊ネットワークについては、「①エリア内の居心地の良い滞留空間を結ぶ回遊ネットワーク」「②区内のエリア間を結ぶ回遊ネットワーク」「③区内のエリア・区外のエリア間を結ぶ回遊ネットワーク」といった3つの階層から検討を進めていきます。

※例えば、Project for Public Space が提唱する「Power of 10+」において、都市においては、最低でも目的地が10箇所は近接してつながっていることが重要であると言及されています。

【階層的な回遊ネットワークのイメージ】



方針3 その地域ならではのウォーカブルなまちづくりの展開

- ・千代田区においては、大規模開発エリア、既存市街地エリア、住宅エリアを始めとした多様な地域が存在していることから、地域の特色に応じたウォーカブルなまちづくりの展開を推進していきます。
- ・なお、地域では、区民、事業者、来街者といった多様な主体が活動することから、各活動主体のニーズを把握した上で、ウォーカブルなまちづくりを展開することが重要になります。

【商業エリア（大規模開発エリア）でのイメージの一例】

平日	休日
<ul style="list-style-type: none"> ・公開空地*と道路空間を一体的に活用することで、勤務者の休憩スペースを確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開空地を活用することで、定期的なイベントを実施。
<p>【丸の内仲通り】</p>  <p>出典：ストリートデザインガイドライン（国土交通省）</p>	<p>【日比谷ステップ広場】</p>  <p>出典：民間空地等の多様な利活用に関する事例集（国土交通省）</p>

【商業エリア（既存市街地エリア）でのイメージの一例】

平日	休日
<ul style="list-style-type: none"> ・道路空間・河川空間を活用して、隣接する飲食店のスペース（オープンカフェ等）を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性が見られる景観のデザインの実現。 ・河川空間を活用した舟運による観光客の誘致。
<p>【土佐堀川（大阪市）】</p>  <p>出典：北浜テラス HP（北浜水辺協議会）</p> <p>【花園通り（松山市）】</p>  <p>出典：居心地が良く歩きたくなる グランドレベルデザイン（国土交通省）</p>	<p>【法善寺横丁（大阪市）】</p>  <p>出典：建築協定活用事例（国土交通省）</p> <p>【新川（江戸川区）】</p>  <p>出典：居心地が良く歩きたくなる グランドレベルデザイン（国土交通省）</p>

【住宅エリアでのイメージの一例】

平日	休日
<ul style="list-style-type: none"> ・居住者・勤務者のための飲食の場として、キッチンカーを道路空間に設置。 ・主要な目的施設（公園、公共施設等）までに安全にアクセスできるように、自動車の速度・通行を規制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路で子どもが遊んだりできるように、自動車の通行を規制。 ・居住者を対象としたコミュニティ創出、活性化につながるスペースの設置。
<p>【日和山小学校地区（新潟市）】</p>  <p>出典：生活道路対策エリアの取組（国土交通省）</p>	<p>【わいわい!!コンテナ2（佐賀市）】</p>  <p>出典：わいわい!!コンテナ 2HP(佐賀市街なか再生会議)</p>

方針4 官民が一体となったチャレンジ

- ・地域の特色に応じたウォーカブルなまちづくりの実現に向けて、多様な主体間で地域に存在するウォーカブルな要素（地域資源）の共通認識を形成するとともに、地域独自の目標・ビジョンの構築を図っていきます。
- ・その上で、区民・事業者・行政が質の高い「滞留」「回遊」しやすい空間の創出、質の高い「滞留」「回遊」しやすい空間を活用した活動の実施・日常化の実現に向け、それぞれの役割分担に基づいた取組みにチャレンジしていきます。

■区民・事業者等

- ・地域の目標を実現するために、ウォーカブルな要素（地域資源）を使い倒す取組み等にチャレンジ

■行政

- ・地域の目標を実現するために、ウォーカブルな要素（地域資源）を柔軟かつ容易に利用できるような制度活用・新制度策定等にチャレンジ

第4章 実現への道筋

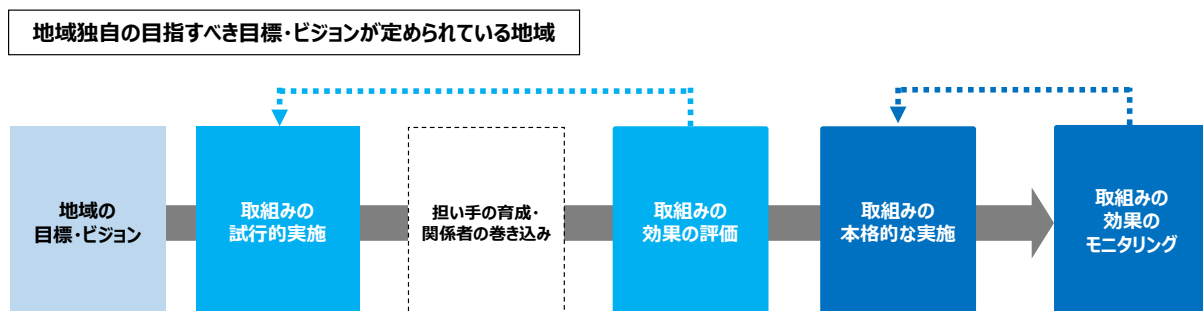
1 ウォーカブルなまちづくりの推進に向けた体制

(1) ウォーカブルなまちづくりへの道筋

- ・ウォーカブルなまちづくりの推進にあたっては、地域独自の目指すべき目標・ビジョンを定め、地域の共通認識を構築し、それらに基づいて、「ウォーカブルな要素（地域資源）」を使い倒していくことが基本となります。
- ・ここでは、地域独自の目指すべき目標・ビジョンの定め、具体的なアクションを推進していく「ウォーカブルなまちづくりへの道筋」として地域の目標・ビジョンの有無により2つに分けて、方向性を提示します。なお、具体的なアクションを推進する際には、一度で完成・成熟を求めるのではなく、更新・育成を続けていくこと、仮設・暫定利用、実験などのLQC*（Lighter, Quicker, Cheaper）アプローチに基づき試行していくことが重要となります。
- ・なお、具体的なアクションの推進については、次項「(2) 民間と行政の役割分担」で示します。

【地域独自の目指すべき目標・ビジョンが定められている地域における主なイメージ】

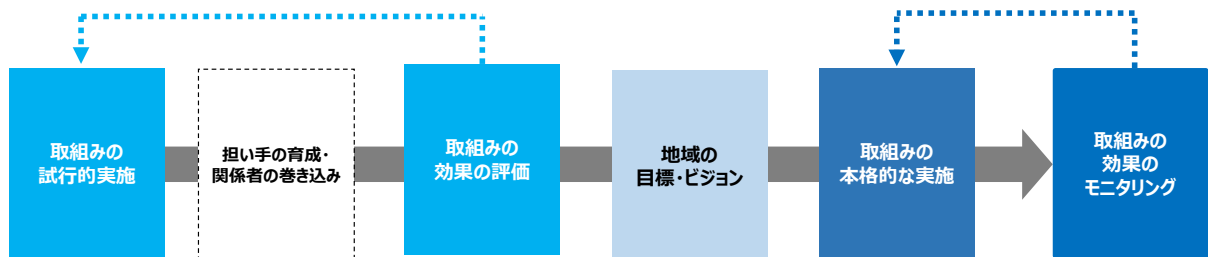
- ・地域の目標・ビジョンが定められている地域においては、それらを達成するための課題を明確にし、課題解決に資するウォーカブルなまちづくりの取組みを、エリア全体の取組みまたは個別の取組みを問わず、積極的に実施していきます。
- ・ウォーカブルなまちづくりの取組みにおいては、一度で完成形を目指すのではなく、取組み内容を見直しながら試行的実施を繰り返していきます。その中で個別に展開していた取組みをつなげることで規模の拡大をしたり、地域における取組みの担い手の育成や関係者の巻き込みを行っていきます。
- ・その後、取組みの熟度が高まり、担い手の育成・関係者の巻き込みが進んだ段階で本格的に実装していきます。



【地域独自の目指すべき目標・ビジョンが定められていない地域における主なイメージ】

- ・地域独自の目指すべき目標・ビジョンが定められていない地域においても、ウォークアブルなまちづくりの取組みを行っていきます。
- ・そのため、まず、地域組織による取組みや地域の住民・事業者の個々の取組みを繰り返し試行的に実施することを通して、担い手の育成・関係者の巻き込みを図るとともに、地域の課題を明確にしていきます。
- ・そして、ウォークアブルなまちづくりの取組みをとおして明確になった課題を地域の多様な主体間で共通認識とし地域のビジョン・目標を定めていきます。
- ・そしてそのビジョン・目標に基づき、更なる試行的な取組みを展開し、取組みを本格的に実装していきます。

地域独自の目指すべき目標・ビジョンが定められていない地域



(2) 区民・事業者・行政の役割分担

- ・ウォーカブルなまちづくりに向けて、具体的なアクションを推進していくためには、区民・事業者・行政が一体的に取り組んでいくことと、区民・事業者・行政が各々の強みを活かせるように明確な役割分担をすることが重要になります。
- ・ここでは、区民・事業者、行政の主な役割を以下に示します。

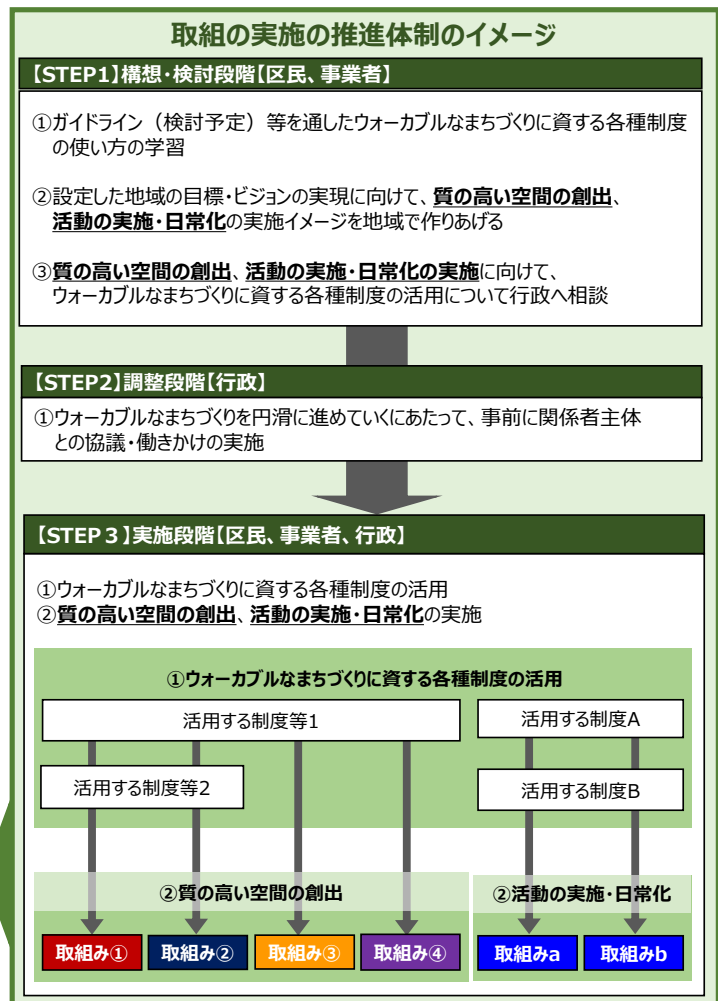
区民・事業者等	行政
<p>地域の目標・ビジョンの構築</p> <ul style="list-style-type: none">・地域のパブリック空間・歴史・文化等の情報共有・地域での仲間づくり・地域でのまちづくり活動への参画・地域課題の検討 <p>質の高い空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none">・魅力ある目的地づくり・民間が保有するパブリック空間に不足する設えの整備・民間が保有するパブリック空間・沿道建物の再構築 <p>活動の実施・日常化</p> <ul style="list-style-type: none">・合意形成と申請手続き・既存空間、創出された空間を活用した活動の実施（試行的活動を含む）・活動を継続的に推進するための、まちづくり協議会やエリアマネジメント*団体、都市再生推進法人*等の地域のまちづくりを担う団体などの構築	<p>地域の目標・ビジョンの構築</p> <ul style="list-style-type: none">・行政が保有するウォーカブルな要素の情報整理・提供・ウォーカブルに資する制度等の情報提供・話し合いの場の提供、機会の調整・専門家等の派遣 <p>質の高い空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none">・行政が保有するパブリック空間に不足する設えの整備・行政が保有するパブリック空間の再構築・活動を後押しする制度・環境の構築（詳細は2節を参照）・各種制度の利用促進に向けたガイドライン等の策定 <p>活動の実施・日常化</p> <ul style="list-style-type: none">・合意形成の支援と許認可手続き・活動を後押しする制度・環境の構築（詳細は2節を参照）・各種制度の利用促進に向けたガイドライン等の策定

【ウォーカブルなまちづくりの推進体制のイメージの一例】

地域課題：来訪者の減少

地域の目標・ビジョン：民間活動を核とした賑わいの創出

	活用する制度等	取組み
質の高い空間の創出	1 都市再生整備計画の活用による財政的支援 2 地区計画の活用による景観的ルール	① 道路空間・公開空地の一体的な高質化（事業者・行政） ② 沿道建物の1階部分のオープン化（区民・事業者） ③ 道路空間の歩行者空間化（*1）（行政） ④ 交通量に基づく信号制御の最適化によるアクセス性の向上（*2）（行政）
活動の実施・日常化	A 都市再生整備計画の活用による道路占有許可の特例 B 文化事業助成の活用による文化活動の財政的支援	a 沿道建物等からの活動のしみ出し（区民・事業者） b 文化活動の実施（区民・事業者）



*1：例えば、交通量の少ない土日の特定の時間帯において、車両の通行を抑制し、一部の車線の歩行者専用空間化を実施。

*2：例えば、交通量の少ない土日において、横断歩道の信号現示を歩行者側に優先し、車両の接近に併せて、自動車側を青にする等の可変的な信号制御を実施。

【千代田区における既存のウォークアブルなまちづくりに資する各種制度の一例】

- ・都市再生整備計画（景観・都市計画課）
- ・都市再生駐車施設配置計画（景観・都市計画課）
- ・駐車場 地域ルール（景観・都市計画課）
- ・景観まちづくり重要物件（景観・都市計画課）
- ・景観重要建造物・景観重要樹木（景観・都市計画課）
- ・河川占用（環境まちづくり総務課）
- ・道路占用（環境まちづくり総務課）
- ・公園占用（環境まちづくり総務課）
- ・区道通称名（環境まちづくり総務課）
- ・アダプトシステム*（道路公園課）
- ・ヒートアイランド*対策助成（環境政策課）
- ・まちの記憶保存プレート（コミュニティ総務課）
- ・地域課題解決支援（ちよだコミュニティ・ラボ）（コミュニティ総務課）
- ・商店街や同業種団体の主催イベント支援（商工観光課）
- ・Wi-Fi 環境の整備（商工観光課）
- ・外国人観光客のおもてなし対応（商工観光課）
- ・クラウドファンディング活用による資金調達支援（商工観光課）
- ・地方との連携支援（商工観光課）
- ・防犯カメラ等の設備の整備補助（安全生活課）
- ・文化事業助成（文化振興課）
- ・区指定文化財（文化振興課）
- ・標柱説明板（文化振興課）
- ・江戸城登城・外堀ウォーク（文化振興課）
- ・文化財保存活用地域計画【策定中】（文化振興課）
- ・千代田まちづくりサポート（まちみらい千代田）

*今後、ウォークアブルなまちづくりに資する各種制度の使い方等を提示するガイドラインの策定を検討。

2 ウォーカブルなまちづくりを推進する環境の構築

- ・「ウォーカブルなまちづくりへの道筋」に従って、地域特色に応じたウォーカブルなまちづくりを推進できる環境を構築するための制度のあり方・創設について検討していきます。

【まちづくりの各種制度の点検・見直し、創設が求められる内容の案】

ウォーカブルなまちづくりの推進に向けたきっかけづくり・機運づくり

- ・ ウォーカブルな要素（地域資源）の可視化の深度化
- ・ 地域の合意に基づく柔軟なパブリック空間活用の制度の検討
- ・ 「ウォーカブルな要素（地域資源）」の活用に向けた道筋の仕組化の検討
- ・ 管理者が異なる「ウォーカブルな要素（地域資源）」を一体的に活用できるようにする体制の構築

ウォーカブルなまちづくりを多様な主体で共創して推進していくための場づくり

- ・ 区民、事業者、行政といった多様な主体が集い、議論を行い、地域の共通の目標・ビジョンや具体的なアクションを創出していく場である「エリアプラットフォーム」の構築の検討

ウォーカブルなまちづくりを継続的に推進するための仕組みづくり

- ・ 地域のルール・合意に基づく運用方法の検討
- ・ 補助金に依存しない、自立的かつ、継続的な運営体制の検討
- ・ スマートシティ*の取組みと連携したモニタリングシステムの検討
- ・ 技術革新に応じた新技術の積極的な活用の検討

ウォーカブルなまちづくりの取組みを牽引するパイロットプロジェクトの検討

- ・ 次のような点を勘案して、パイロットプロジェクトの実施内容、実施場所等を検討
- ・ 仮設・暫定利用、実証実験などのLQC*（Lighter, Quicker, Cheaper）アプローチに基づき試行していくことを想定

①	地域のまちづくりに対する機運の状況の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域でのまちづくりに関する取組みの状況、まちづくり協議会やエリアマネジメント*団体、都市再生推進法人等の地域のまちづくりを担う団体の存在の有無、活動実績等を把握することで、地域のまちづくりに対する機運の状況を整理します。
②	管理者の視点からの「道路空間」の役割分担の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、千代田区においても自動車交通量（※1）が減少傾向にあることから、各道路の交通量、千代田区都市計画マスタープランの位置づけ等を踏まえて、「道路空間」の役割分担（※2）を検討します。 ※1道路の交通量については、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮することを留意します。 ※2「道路空間の役割分担」については、歩行者専用の道路、歩行者優先の道路、歩行者・自動車が共存する道路、自動車優先の道路といったように多様な階層で構成していくことを想定しています。
③	「ウォーカブルな要素（地域資源）」の分布状況の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に存在するパブリック空間、沿道建物、地域の歴史・文化、まちのアクティビティ、空間の設えといった「ウォーカブルな要素（地域資源）」の分布状況を整理します。

【パイロットプロジェクトの検討のイメージ】

